○国土交通省令第七十号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条の規定に基づき、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

別表第二第十一管区海上保安本部の部那覇海上保安部の項中「及び中城海上保安部及び宮古島海上保安部」に改め、同部石垣海上保安部の項中「、宮古島市、宮古郡」を削り、同部中城海上保安部の項の次に次のように加える。

宮古島海上保安部	宮古島市 沖縄県のうち宮古島市及び宮古郡

別表第四第十管区海上保安本部の部鹿児島海上保安部指宿海上保安署の項の次に次のように加える。

鹿児島海上保安部種子島海上保安署	西之表市

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年九月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一二六

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―五五の一部改正）

第一条　人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中『西之表市西之表七六〇四　屋久島森林管理署西之表森林事務所』を『西之表市西之表七六〇四　屋久島森林管理署西之表森林事務所』に改める

別表の一の表沖縄県の項中「石垣海上保安部宮古島海上保安署」を「宮古島海上保安部」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年四月二十二日」の下に「、鹿児島海上保安部種子島海上保安署に係るものにあつては平成二十八年十月一日」を加える。

（人事院規則九―五五―一二五の一部改正）

第二条　人事院規則九―五五―一二五（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の改正規定のうち鹿児島県の項に係る部分中『西之表市西之表七六〇四　屋久島森林管理署西之表森林事務所』を『西之表市西之表七六〇四　屋久島森林管理署西之表森林事務所』に改める。

別表の一の表の改正規定のうち沖縄県の項に係る部分中「石垣海上保安部宮古島海上保安署」を「宮古島海上保安部」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。